

200400376B

厚生労働科学研究費補助金
子ども家庭総合研究事業

家庭支援の一環としての虐待親へのペアレンティング
プログラム作成に関する研究

平成15年度～平成16年度 総合研究報告書

主任研究者 加藤 曜子

平成17年（2005年）3月

厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）
総合研究報告書

家庭支援の一環としての虐待親へのペアレンティングプログラム作成に関する研究

主任研究者

加藤曜子（流通科学大学教授）

研究要旨

1. 研究の目的

児童虐待予防・再発予防領域において、親支援・家族支援のアプローチ方法の確立が早急に求められている。本研究では、(1) 親支援とは何か、(2) 児童相談所で出会う虐待をする親の支援方法の把握とその課題、および民間プログラムの把握、(3) モデルとなる親支援プログラムの作成と実施、(4) 児童福祉法第 28 条に関する親支援の検討、(5) 保健領域の実態と課題に焦点をあてた。最終的に (3) と (6) 親支援プログラムの枠組み試案作成を目指した。

2. 方法

(1) については文献・実践研究を中心にしてまとめた。(分担研究 加藤曜子)

(2) 親支援の実際 (分担研究 加藤曜子)

【平成 15 年度】

全国の児童相談所のワーカーを対象が扱う対応しやすい親と対応しにくい親についてのリスク要因と対応要因について郵送調査し分析をした。方法は、中央に 3 通、支部に 1 通また、大都市各児童相談所に 3 通ずつ計 3 4 3 通を送付した。同封した封書に個別に回答。調査期間は、9 月 17 日～10 月 5 日までとした。回収は 2 2 7 通で有効回答は 2 2 6 (有効回収率 6 5. 9%) であった。分析対象数は 2 2 6 である。全国の児童相談所を対象に虐待親への支援プログラム内容を調査し、実施箇所へのヒアリング調査を実施した。アンケートを作成し、郵送調査を実施。全国 1 8 2 ヶ所に児童相談所長あて送付した。1 5 1 ヶ所から返信があった (回収率 8 2. 9%)。調査は平成 15 年 9 月～1 0 月 5 日までである。

【平成 16 年度】

全国 1 8 2 ヶ所の児童相談所各 2 名のワーカーに回答を依頼した。親対応の際、ソーシャルワーカーが返答に困ったといった内容について、自由記述で書いてもらうことにした。回答は、1 3 7 名 (回答率 3 0%) であった。2 エピソードの記述依頼をしたが、記述していただいた対応場面は、2 4 3 例あった。

(3) 親支援の新しい試み (②については分担研究・井上薫・井上直美)

【平成 15 年度】

虐待をした親へのペアレンティングプログラムモデル作成。①兵庫県家族再生プログラムにおけるペアレンティングトレーニング、②サインズオブセイフティアプローチの家族支援方法モデルを作成してもらった。

【平成16年度】 2つのモデルについて試行をし、その効果結果を検討した。

- (4) 児童福祉法第28条ケースの親支援について (分担研究 加藤曜子)

【平成15年度】

先進的取り組みの成功例からモデルを作成した。

【平成16年度】

全国児童相談所に対し児童福祉法28条における虐待事例の実態把握調査を実施した。全国児童相談所長あてに、郵送調査をする。アンケートは1部と2部から成り立ち、それぞれの項目に答えてもらう形をとった。1部は、28条についての児童相談所の対応姿勢について、2部は、実際に28条事例を扱った庁にむけて、具体的な援助内容を選択式で回答してもらう形式をとった。調査時期は、2004年10月である。126ヶ所から回答(回収率69%)であった。

第28条ケースを扱った都市からの成功例と課題について論じてもらい、プログラム整理を試みた。

- (5) 保健所・センターにおけるグループケアの試みの調査 (分担研究・鈴木敦子)

平成15年度 全国の保健分野を中心とする親ケアについての実態調査をした。

平成16年度 全国の保健所の個別聞き取り調査をした。

- (6) 在宅及び施設プログラム方法

(1) から (5) までの研究成果をふまえた (分担研究 加藤曜子)

3 結果・考察

- (1) 親支援の規定

虐待親のペアレンティングプログラムは、「親になっていくため」の支援を意味する。そのため狭い意味の親教育(ペアレントトレーニング)のみならず、a 親が自分を受け入れる b. 親子のコミュニケーションがとれる c. 親が養育知識や養育方法を得る d. 親が社会とのつながりがもてるようになる目的をもつと規定した。

- (2) 平成15年度の調査と平成16年度調査に基づき個別対応の重要性に鑑み、児童相談所ワーカーの親への対応について困難場面を分析したうえで、児童相談所が扱う親へのワーカーの対応にヒントとなる指針作成を試みた。

- (3) 兵庫県家庭再生事業におけるペアレント・トレーニングの実際から親参加の効果が実証できた。本研究で、新しくプログラムを分担研究者に提案し、実践してもらったサインズ・オブ・セイフティアプローチにおける親を参加させた親支援の有効性が5事例実践を通し、示唆された。

- (4) 第28条の親支援のため、それ以前の児童相談所の対応実態調査と、今後の意向について調査し今後の参考を提供した。また親指導勧告についてはソーシャルワーカーの面接訪問対応活動がもつとも期待されており、今後もその基本的姿勢を深める必要があることが提言された。

- (5) 保健所を中心にしたグループケアを継続的・有効的に実施していくためには、市町村保健師に対する虐待予防の研修を行い、またスーパービジョン体制が必須であることがわかった。

- (6) 親プログラムの枠組み試案作成をし、考察した。

4. 結論

(1) 虐待の親のリスク要因に対応する要因について分析を試みた。児童相談所ワーカーにそれぞれの経験事例についてそのリスク要因、対応要因、そのときにかかっていたサービス要因から、うまくいった場合と困難な場合について分析した。その結果、サービス量の差はあまり認められなかったが、うまくいった場合には、信頼関係がついた、ネットワークがうまくいった、知識が増加したといった関係性が改善されたことや、具体的サービス提供が可能になることがわかった。虐待する親へのアプローチや理解として、個人へのケアや関係をつける困難さと工夫のため、平成 16 年度に、困難場面に対する整理し、対応への指針を提示した。

(2) 家庭再生プログラムにおけるペアレント・トレーニングモデルについては、試行することで、実施場所の検討、スタッフの養成を含め実施方法、トレーニング内容の改善について多くの示唆を与えることができた。サインズ・オブセイフティ・アプローチのプログラムについては、家族支援のための手法を検討した結果、a 個別ペアレンティングプログラムの導入のための面接のモデルを提案した。

b 児童相談所および児童養護施設との共同研究による事例研究を行なった。c サインズ・オブ・セイフティ・アプローチに基づく取り組みは、子どもと保護者、援助専門職と当事者などの意見の違いを調整できることが示された。d 家族参加型カンファレンスは保護者の関与度を高め、支援ネットワークづくりに有効なことが示された。e 研究者が現場の実践者と共同の事例研究をしながら、現場のニーズに合わせてモデル・手法を提供していくことが、手探り状態の現場に方向性をもたらし、ネットワークづくりに貢献することが示された。この取り組みは今後も発展をさせていく必要がある。

(3) 児童福祉法第 28 条については児童相談所調査から裁判所命令が必要であることが平成 15 年度で明らかになった。平成 16 年の児童福祉法改正により、裁判所で 28 条親勧告が定められた。今後は実際の支援への具体的手続きを考察する必要がある。本報告は施行前のため、従来の成功例からの検証と課題についてまとめた。ソーシャルワーカーの面接力や資質を高める必要のあることを課題とした。

(4) 保健所・センターにおいては、予防を含め親支援にとってグループ支援は有効な取り組みとなっていくことがわかった。さらに今後、地域や児童相談所のスーパービジョンを含め、民間団体との共同の考慮にいれて、発展する必要性と可能性が示唆された。

5) 親支援については、児童相談所の試みが始まったばかりであり、福祉法改正やケア体制の中で、さらにその内容や方法を発展させる必要がある。関係機関との連携を持ちながら、援助計画の中での、親への支援計画を立てることの必要性、さらに狭い意味の親指導（ペアレントトレーニング）の利用の工夫などもさらに、全体的な親支援のプログラムの中に組み入れながら、プログラム整理の提案をした。これについては、今後も検証をしていく必要がある。そのためには、児童相談所の親対応のスタッフの人材育成や研修、精神科医を含めたスーパービジョン体制を充実させる必要がある。

将来、親支援の発展のためには、保健、福祉、医療、教育、司法分野の交流が必要である。共通の親理解と援助プログラムの充実化を図ること、家族支援を含めたソーシャルワーク対応や提案した親プログラムの検証と、狭義の親トレーニングへの応用やその効果検証などもさらに、継続させていく必要がある。

分担研究者	加藤曜子	流通科学大学	【福祉領域】
	井上薫	同朋大学	【福祉領域】
	井上直美	日本福祉大学	【福祉領域】
	鈴木敦子	福井県立大学	【保健領域】
研究協力者	津崎哲郎	花園大学	
	曾田俊子	大阪市中央児童相談所	
	平野佐敏	大阪市中央児童相談所	
	古田雄久	大阪市中央児童相談所	
	安部計彦	北九州市障害者福祉センター	
	檜木野裕美	滋賀医科大学	
	上野昌江	大阪府立看護大学	
	佐藤拓代	大阪府健康福祉部地域保健福祉室	
	桂浩子	児童虐待防止協会	
	中川千恵美	大阪人間科学大学	
	藤田美枝子	静岡中央児童相談所	
	川口智	兵庫県健康生活部福祉局児童課	
	田中隆志	西宮子どもセンター	
	阪本博寿	清心寮	
	藤井和子	まめの木クリニック	
山田和子	和歌山医科大学		

1. 研究目的

本研究は、児童虐待予防・再発予防領域における、親支援・家族支援のアプローチ方法の研究の一環である。そのため、(1) 1年目は親支援とは何かを検討する。(2) 1年目は虐待の親を主として担当してきた児童相談所が出会う親の支援方法の把握した上で、2年目は虐待親への具体的な困難場面の分析とその対応方法の提案する。(3) 親支援の具体的なモデルを1年目に提出し、2年目で試行する。(4) 児童福祉法28条に対応する親プログラムの課題を提出する。また諸外国についての実践を見聞し、わが国の実情に照らし検討をする。(5) 在宅の虐待す

る親を対象とする保健分野における親のための支援方法の把握し課題を提出する。(6) まとめとして、親支援の枠組みを整理提案することを目的とした。

2. 方法

(1) 先行実践と文献から整理した。

(2) 平成15年度は児童相談所ワーカーを対象に親対応についての実態調査を実施した。調査期間は、9月17日～10月5日までとした。回収は227通で有効回答は226(有効回収率65.9%)であった。分析対象数は226通である。また、全国の児童相談

所を対象に虐待親への支援プログラム内容を調査し、実施箇所へのヒアリング調査を実施した。アンケートを作成し、郵送調査を実施。全国182ヶ所に児童相談所長あて送付した。151ヶ所から返信があった(回収率82.9%)。調査は平成15年9月～10月5日までである。

さらに、児童相談所を中心に7ヶ所、家庭児童相談室2ヶ所、民間団体5ヶ所のヒアリング調査を実施した。

平成16年度は全国の児童相談所ワーカーに対し、ワーカーが対応するのに困難であった具体的な場面分析を実施・分析をした。全国182ヶ所の児童相談所各2名のワーカーに回答を依頼した。回答は、137名(回答率30%、うち思い至らないのが3通返送)2エピソードの記述依頼をしたが、記述していただいた対応場面は、243件であった。

- (3) 平成15年度については、親教育としてのペアレント・トレーニングをプランし、平成16年度に児童相談所と施設職員を中心に実施試行した。

新規の親支援のモデルとしては、親対応を個別にできるサインズ・オブ・セイフティ・アプローチを用いて、児童相談所及び、施設からの協力を得て実施し、平成16年度5ヶ所で試みた。

- (4) 平成15年度は児童福祉法28条の親支援のモデルを作成した。

平成16年度は児童福祉法28条における虐待事例実態把握調査を実施した。全児童相談所所長対象127(回収率70.1%)と、28条ケース回答(157事例 分析対象142例)と援助方法について選択方式で依頼した。

- (5) 平成15年度は保健分野における全国各

地のグループケア郵送調査を実施した。調査方法及び分析調査対象は一次調査において保健所または、管轄市町村においてグループによるペアレンティングプログラムを実施していると回答があった111ヶ所である。調査方法は、調査票を郵送し、その内容への回答を郵送で求めた。調査の実施時期は平成15年12月から平成16年1月である。平成16年度は保健所を中心に聞き取り調査を実施した。

平成16年度は全国7か所の都道府県保健所への聞き取り調査を実施した。

- (6) 親プログラムの枠組みを整理し、課題を報告する。

3 結果・考察

(1) 虐待する親へのペアレンティングプログラムとは何か

ペアレンティングプログラムは、広義は、「親になる」「親である」ことを育てる家庭支援の一環としての親支援とし、狭義は親教育とした。

福祉分野における親支援は、ミニマムスタンダードのペアレンティングを用意することである。親支援は、子どもに必要な最低限必要なニーズを保障するために、親が「親をする」ことができるように支援をすることを意味する。めざす親は、完璧なものを求める親像ではなく、親としては最低限子どもにとって必要な養育を提供するという意味で設定される。

虐待をする親についての親支援は、まず、子どもの安全確保を前提の絶対条件にし、最低限度必要なこととして「親をするため」に、以下の4つの点が重要になると仮定しそれらが親支援の要素になると規定した。

1. 親が自分を大切に思う。
2. 親子間でコミュニケーションがとれる。
3. 子どもの発達や、養育技術を身につける。

4. 社会とのつながりがもてるようになる。である。

(2)親支援の実際について

全国児童相談所長あてた平成15年度虐待する親への具体的援助で必要なものの調査結果(回答率82.9%)は、

5つ選択の複数回答結果によると、

第1位 親のための一連の親教育、親指導プログラム84.1%

第4位 養育技術と訓練49.7%

第2位 個別カウンセリング70.2%

第5位 親のグループケア49.7%

第3位 ファミリーソーシャルワーク62.3%

第6位 親対応マニュアル38.4%であった。

A. 個別対応に対する親理解と、親対応への工夫

①虐待する親の対応でワーカーがうまく対応した要因と、困難要因分析

平成15年の分析結果から導き出された内容は、以下の通りであった。

うまくいったケース対応は、

- ・ 信頼関係が構築されている場合が57.5%であった。
- ・ うまくいった場合は、未熟型や当初は拒否的であっても、その後に具体的サービス紹介するなどのワーカーの努力で、信頼関係がとれた。
育児知識が増えたことで問題が軽減し落ち着く場合も当然のことながら、うまくいった結果になった。
- ・ 家庭訪問などを継続しながら、根気強いアウトリーチが効を奏していた。
- ・ うまくいった場合、親の養育能力を含め、子育ては困難である状況ながら、ワーカーの働きかけにより、話し合いができ施設措置にいたった。
- ・ うまくいった場合は親に共感性があり、他の機関ネットワーク体制がとれていた。
- ・ ワーカーとの信頼関係ののち、ワーカーが親への指導計画を作成した。

反対に、うまくいかなかった対応は、

- ・ うまくいかない場合には、不信感を日頃から募らせている生活環境や生育・生活史があった。
- ・ うまくいかない場合には、虐待自覚がなく、すべてに拒否をしていた。
- ・ うまくいかない場合には、さらに攻撃的、威嚇的な手段を使う。拒否的は67.0%であった。

② 平成16年度については、ワーカーが対面する親対応について具体的場面の困難さについての記述回答を分析(詳細は平成16年度総括報告書参照)。

分析場面は、児童相談所への相談受付から訪問面接、相談面接、一時保護、一時保護退所、施設入所中、さらに退所帰宅と多岐にわたった。

もっとも記載の多かった内容例は「子どもへの対応・養育場面での応答のむつかしさの訴え」が全体の43.5%、ついで「体罰、叱り方の場面」が全体の30.0%を占めた。内容整理すると、

a 叩くことについて

親対応でしつつけを話題にした時に、親がワーカーに怒りを向けたり、攻撃的な場面では、「叩いて何故悪い」、「自分も叩いてしつけられてきた」「問題行動が子どもにあるから叩くのだ」と正当化する場面など、「叩かざるを得ないのだ」ということを自己主張している場合が多い。ある程度親側の訴えを傾聴しながら、感情の整理を手伝う必要がでてくる。介入型の対応をする必要がでてくる場合もある。

また、子を叩かないでいたけれど「我慢できない」、「子どもが調子によって問題行動は減らない」などさらに困っている場合もある。

b.子どもの基本的ケア

知識的な面や、ネグレクトの場合にどう対応しているのかに苦慮している場面が多い。

c.子どもの障害への対応

障害での対応に配慮が必要な場合には、親に必要な知識や障害受容への個別相談が必要である。

d 子へのかかわり方

子どもへのかかわり方で困った相談は、面接場面で多かった。親から、子どもとの日常的な日々のかかわりがうまくいかない焦りやいらだちあきらめを表現され、ワーカーが受け止め

かねている場面であった。虐待の程度は、在宅事例であり、中度か軽度の程度であった。

③ 児童相談所における介入型、保護者対応の基本原則提示

平成15年度の親が最初から拒否的であったり、その後も問題意識の低い場合、さらに子どもの安全が脅かされる場合もふくめ、ソーシャルワーカーの保護者対応の基本と調査の疑問に答えた具体的な対応を試みた。

介入型対応における保護者対応の基本原則

虐待を主訴として保護者とやり取りすることは、援助者にとって極めて緊張とストレスのかかる作業になる。特に介入的にケースに関与し、保護者の反感や怒りを買っているような場合はなおさらである。しかし、多くのケースを体験していくと共通した保護者の反応のパターンが見受けられるので、個々の具体的な場面や、やり取りの仕方を想定して、応答に対する具体的な対応や返答の仕方を例示することが実践場面で役に立つと思われるが、具体例に入る前に、対応の基本となるべき態度と姿勢について理解を深めておくことにしたい。

- 1 介入型アプローチにおいては、組織、機関としての対応であることを前面に出す
- 2 仕組みや今後の見通し、不服申立の権利などを伝える
- 3 挑発に乗らない、挑発しない
- 4 うそや安易な気休めは言わない
- 5 興奮が冷めるのを待つ、飲酒時には応接しない
- 6 こだわりと行動・思考パターンを読み取る
- 7 虐待の確認については虐待の有無よりも具体状況の確認
- 8 子どもの思いの伝え方

9 膠着性の打破

10 ソフトアプローチとハードアプローチ

ハードアプローチにおけるソーシャルワーク

の基本的な流れは、以下の形で進むことを理解し、親への毅然とした対応が求められることを認識することが重要である。

強い介入による親の不適切な行為への歯止めと虐待の告知 → 対立と混乱 → 現実規範に基づく壁の体験(必要に応じて裁判所申立) → 親の妥協と援助者のねぎらい → 改善条件の合意 → 援助に向けた支援

11 対立は新たな関係性への入り口

12 保護者の立場、生活、考えなどに配慮した具体的な改善策の実施

いずれにしても援助機関の体制や地域の資源状況を考慮しながら、保護者の乗りやすい改善プランを選択するとともに、保護者とのやりとりにおいては、相手の考え、生活条件、これまでの生活体験、価値などを極力配慮した形で具体的、明確、簡潔なコミュニケーションを成立させる工夫が大切になる。

なお、約束が履行されず事態の悪化が生じているような場合は、再び一時保護を実行する決意が援助者側に必要である。

なお、記述分析結果からだされた困難事例の具体解説 31 例については、注釈を加えたが本報告では省略する(平成 16 年度総括報告書を参照されたい)。

B. 児童相談所を中心にした、具体的な親対応事業について

親対応事業をしている児童相談所は回答数のうち 23.2%であった。

N = 88		
利用している方法	回数	割合
精神科カウンセリング	11	12.5%
精神科と共同	1	1.1%
子どもの行動療法	1	1.1%
解決志向がた	1	1.1%
家族療法	3	3.4%
支持的面接	3	3.4%
クライアント中心	2	2.3%
家庭復帰	1	1.1%
心理個別面接	3	3.4%
認知行動療法	1	1.1%
特定せず	4	4.5%

担当が嘱託大学教員
担当が児童福祉司継続指導

N = 88		
回数	回数	割合
月一回平均	29	33.0%
月二回平均	27	30.7%
2ヶ月に一度	2	2.3%
月1と月2	2	2.3%
不明	28	31.8%

N = 88		
アセスメント	回数	割合
実施している	56	63.6%
していない	31	35.2%
都実施	1	1.1%

また、頻度は月1回から2回が6割をしめた。内容は、子どもへの対応や親自身の訴えが主となっていた。

グループ事業について実態調査

平成 15 年度の児童相談所調査における回答数 19ヶ所(回収率 82.9%)であり、予定するとしたところが 27ヶ所であった。全国児童相談所調査では、49.7%が虐待する親

への具体的援助が必要であると回答した。やりたくても人員がそろわないという回答があった。

またヒヤリング実施は以下に整理した。

ヒヤリング調査一覧 (児童福祉分野中心、対象については参考にするため一般の親へのサービスも見学した。)

	主体	内容	タイプ	自治	対象	選別方法・条件	実施場所	方法	頻度	広報
1	児童相談所	在宅	単独	A	虐待親	児童相談所で検討	児童相談所・相談センター	精神分析	月1回	
2	児童相談所	在宅	単独	B	虐待親・虐待の危惧	児童相談所・公募	児童相談所	MCG・独自	月2回	インターネット、
3	児童相談所	再統合型	単独	C	虐待親	児童相談所	児童センター	行動療法他	月1回	
4	児童相談所	再統合型	単独	D	虐待親	児童相談所	キャンプ地	独自	1泊2日	
5	児童相談所・保健所	在宅	共同	E	虐待親	児童相談所・保健	保健所	MCG	エンドレス	
6	児童相談所・保健所	在宅	共同	F	虐待親	児童相談所・保健	保健所	独自	月2回	
7	保健所・児相・家庭児童相談室	在宅	共同	G	虐待親		保健所	独自	月2回	
8	家庭児童相談室	在宅	くまさん教室	H	虐待の危惧	保健センター・家庭児童	会議室	独自	月2回	相談を通じて、自ら希望で
9	家庭児童相談室	在宅	にこにこハウス	I	一般の親	公募	専用家屋		月曜から金曜	

地域の取り組み

11	病院・保健所・センター・児相	在宅	共同	J	虐待親	親が患者	病院	応援ミーティング		
12	病院・地域	在宅		K	虐待親・過去の	公募	会館	マイトリー		
9	家庭児童相談室	在宅	親子合同	L	虐待の危惧	公募	会館	マイトリー	月2回	自治体ちらし
13	FLC	在宅	親	M	ニーズのある親	公募	FLC	行動療法		
14	コモンセンス	在宅	親	N	施設	公募	児童養護施設	行動療法		
15	母子交流会	在宅	親子	O	一般の親	公募	こべっくらんど	行動療法		

参考 英国 ファミリーセンター:親支援

16	ハッキンガムシャー	在宅	単独	P	虐待親	社会福祉局	ファミリーセンター	個別カウンセリング、折衷		
17	ロンドンパーキング	在宅	単独	Q	虐待親	社会福祉局	ファミリーセンター	POSITIVE PARENTING		

聞き取り調査結果

グループケア事業についてまとめると、虐待している親へのグループにおけるプログラムの共通する利点は、

a. グループの場で虐待問題を抱える親に出会うことにより、孤立感から解放される。

b. 批判しない態度の中で共に語り合える安全な場を提供する。

c. これまでの自分を、批判することなく支えられながら振り返ることができる。

d. 共に語りあう中での所属感が芽生え、自分が尊重されるという自尊心回復に役立つ。

e. 他の人の工夫や悩みを分かち合えると、その知見が広がり、柔軟性が育つ。

f. 共同でなにかをしていくという中で、達成感やあるいは、協力的なコミュニケーション

ン力が養われる。

7 対象内容

・グループの試みは、A 家族再統合援助事業と子どもが在宅にいる親のためのグループ事業 B と地域合同のこころみCに分類できた。

イ 単独事業か共同事業については、

A.家族再統合援助事業は児童相談所が施設協力をえて、プログラムを実施していた。
B 在宅の親へのグループケアについて児童相談所単独事業と C 保健所・保健センター等地域との共同の取り組み事業があった。

ウ グループへの選択基準

A 家族再統合援助事業

児童養護施設か乳児院に入所中、養育家庭に委託中の保護者であった。児童相談所に通所可能で、グループ心理療法が可能なこと、精神科医がグループへの適応性について検討し、なおかつ親への動機付けを実施していた。親の同意を得ており、また帰宅のための条件となる場合もあった。

B 児童相談所単独事業

- ・児童相談所がグループ参加が可能と判断した親。
- ・個別相談で一応安定が図られている。そして親同士の話し合いを希望する親。
- ・育児不安や虐待危惧で児童相談所内会議で検討した親でグループ参加を希望した親であった。
- ・広く公募で呼びかける場合には、虐待予備軍で、グループケアを希望する親であった。

C 共同事業の場合

子どもの虐待行為。育児不安があり問題意識、改善意欲のある親。グループケアに同意する親。各関係機関の相談を通じて紹介された親。市町村のグレーゾーンでは育児

困難な親

基本は、グループケアに同意し、希望する親である。

エ 実施場所

A 家庭再統合援助事業については児童相談所内であるが、構造上違う階にあった。

B 児童相談所単独事業においても、所外の相談センターを利用しているところもあった。

C 保健所、保健センターなど、共同の場合は、地域になじみのある場所が選ばれていた。

オ グループケアの頻度

どの程度の予算でなされるのかによって異なった。保育士がいないところは年長児の親が対象になりやすかった。多くは月2回である。

カ スタッフ

A 家族再統合支援事業は、精神科医、心理士、保育士が主で、必要に応じてワーカーが参加していた。

B 児童相談所単独事業では専門の心理療法士を設置していたが、外部臨床心理士と児相ワーカー、心理職員の構成のところもあった。

C 共同事業では主体が保健所の場合で、保健師(児童相談所、保健所、市保健センター)、家庭相談員が参加しているところもある。また子どもを観察するために保育士を雇う場合もあった。地域によってはボランティアなどが子どもの遊びや保育に参加していた。

キ 参加者

A 家族再統合事業は親子5組である。

B 児童相談所単独では2名～8名である。

C 共同事業では、1名～7名である。

Cは広域事業のため、参加者が通いにくいという点がある。

ク 時間帯

午前中が多かった。

ケ プログラム

A 家族再統合援助事業については、精神科の心理療法及びペアレントトレーニングの応用である。

B 児童相談所単独では精神分析的手法、独自プログラム、来談者中心療法が用いられていた。

MCGプログラムもあった。

C 共同事業では、MCGプログラムやDV加害者のための教育プログラム、リラクセスのためのイメージワークを取り入れていた。

親が自分を振り返るという作業とともに、実際のスキルや知識をアップするものから、集団の作業や行事参加というメニューを取り入れているところまでさまざまである。

コ 技法

精神分析的、行動療法的、折衷的手法などであった。

カ 評価はアンケート、家庭支援シートを利用。

シ 費用

比較ができる児童相談所単独事業から見ると、スタッフを雇うかどうかによって差が開いた。

実際に臨床心理士、保育士を専任で実施しようとするるとある一定の出費は必要になる。

ス 課題

A 家族再統合援助事業については、強制

力がないこと、動機付けが低い場合にどのように支援するのか、また児童相談所へ通う場合の物理的制約、帰宅後の通所努力をどう担保していくのかに課題があったが。平成16年児童福祉法改正後は、28条事例については、家庭裁判所勧告が適応されることになった。

子どもと親の関係調整には、親のみならず子どもへのケアの重要性について、今後とも検討していく課題である。

B 在宅での児童相談所単独事業については、児童相談所へ通所する人が少ない。動機付けが低い場合には欠席が多い、広域は物理的に利用しにくいがあった。

C 在宅での共同事業については、対象者を発見していくための関係機関のレベルアップが必要である。

グループケアにおける精神科医の参加が少ない。人材確保と財源安定の課題があった。

親子キャンプ事業は

5ヶ所実施していたが、長時間の中での親子関係がみられること、さらにそういった中での問題点や利点を発見できることにある。きっかけとして親のセルフヘルプ的なグループへと発展したところもある。下準備に時間をかけながら、親が安心して語れる場の設定をし、ファシリテータ的役割を心理士がになう。感想文として参加してよかったという評価があった。

(3)モデルになる親支援プログラム実施結果

1年目については、それぞれのプログラムをし、2年目に、具体的なプログラム実施となった。兵庫県のモデルと、新たに本研究のために作成した分担研究者の取り組みである。

A 兵庫県家族再生事業 ペアレントトレーニングの試行

平成15年度に、虐待した親等への指導のあり方を検討し、共通した方策をもとに親指導にあたるためのガイドライン「兵庫県こどもセンター家族再生支援プログラム」を作成した。それに基づき、平成16年度は「兵庫県家族再生指導事業」として虐待した親等への指導を系統的・体系的に行った。DVDを作成した。

1、兵庫県家族再生指導事業について

(1)目的

虐待を理由に親子分離し、施設入所した児童とその家族に対し、再統合に向けた専門的援助を行い、児童の家庭復帰を円滑に進めることを目的とする。

(2)内容

親指導については、大きくは通告から施設入所までの対応と施設入所から家庭復帰までの対応に大別される。「兵庫県こどもセンター家族再生支援プログラム」は施設入所から家庭復帰まで(アセスメントとプログラムの実施)に対応し、次の3つの特徴を持つ。

- ① プログラムの進行と家庭機能の評価にあたり、「家庭支援のためのチェックリスト」を用いて保護者を含めた家庭全体の状況を客観的に評価し、適切なケース管理を行うこと。
- ② 職員の立ち会いのもと子どもと家族を面会させ、親子合同で指導する「家族合同面接」を導入すること。
- ③ 従来のカウンセリング的な個別指

導に加え、虐待した親のグループ指導「ペアレント・トレーニング」を導入すること。

上記3点の特徴を生かして下記の事業展開を図った。

(ア)個別面接指導

保護者との定期的な個別面接により、子どもへの関わり方の助言・指導から、生活全般について指導する。家族合同面接指導、ペアレント・トレーニングに先立ち、または並行して行い、保護者との信頼関係の構築、指導を受ける事への動機付け等、開始条件に適合するまでの指導から、家庭復帰にいたる過程全般を支援することを目的とする。

(イ)家族合同面接指導

担当者(児童福祉司及び心理判定員)が同席して親と子を面会させ、親子の交流を図りながら、子どもとのかかわり方を助言し、担当者とのロールプレイ等を通して具体的に子育て方法の学習を援助する。

(ウ)ペアレント・トレーニング

児童虐待に見られる親子関係の悪循環を修正するため、親グループを構成し、具体的な子育てのあり方を講義とロールプレイによって学び、他の参加者やスタッフからの意見を聞きながら客観的に自らの子育てを振り返り、「気づき」を促し子育て方法の学習を援助する。

各指導を有機的に関連させ、明確な基準により進行管理し、家族の再生をめざすことが目標である。

2 ペアレント・トレーニング実施計画

(1) グループ指導の目的

(ア) 集団内の相互作用を利用した「気づき」や「理解」の促進

他の親の話しを聞きながら、自分の子育てについて客観的に見つめ直し、これまでの子育てを振り返りかえ

る。同時に虐待体験を語る中で集団の心理的支えにより親の孤立感を和らげることもねらいとする。

(イ) 行動理論を取り入れた具体的な子育ての指導

本グループ指導では、原因を追究し反省させて関わりを改善するやり方でなく、行動理論を取り入れた具体的な行動の代替案を提示し、ロールプレイを通して実際に演じて身につけさせ、子どもの行動に注目して関わりの改善を目指す。行動そのものに焦点づけるやり方は、親にとっては子育てを批判されない安心感、内面に侵入されない安心感があるため、育児に自信をなくしている親が参加しやすくなる利点がある。

(2) 方法

行動理論に基づき、子育て困難な子どもを持つ親に、役割演技等を通して、具体的ななしつけのスキルを教えるプログラム「精研方式 ADHD を持つ子のペアレント・トレーニングプログラム」全 10 回を改変し、6 回に短縮して月 1 回のペースで試行的に実施し

た。(表① ペアレント・トレーニング及び精研方式からの改変点对比一覧参照)

(3) 対象及び選定方法

(ア) 除外理由について

- ① 親権者に精神疾患(知的障害含む)がある。
- ② 性的虐待があった。
- ③ 親権者が服役または拘留中である。または親権者が行方不明である。
- ④ 親権争いをしている。
- ⑤ 親権者が新しい家庭を築いており、引き取りを望まない。
- ⑥ 児童本人が親権者との接触を望まない。

(4) 研修の実施

(ア) 研修対象

こどもセンター家族再生指導チーム職員及び児童養護施設(ファミリーソーシャルワーカー等)を対象に行った。

(イ) 研修内容

兵庫県家族再生指導事業の実施に必要なと思われる知識及び技術を持つ講師により下記研修一覧のとおり事前研修実施した。DVDを作成した。

研修一覧

日時	研修内容	講師	参加者
H16.7.9	① 家庭支援の一環としてのペアレント・トレーニングプログラム作成	加藤曜子	38名
	② 精神科医から見た虐待した親への援助について	犬塚峰子	
H16.8.19	③ リスクアセスメントとアセスメント	加藤曜子	38名
	④ 育てにくい子どもを持つ親への「ペアレント・トレーニングプログラム」の家族再統合のための応用(講義編)	藤井和子	
H16.8.24	⑤ 育てにくい子どもを持つ親への「ペアレント・トレーニングプログラム」の家族再統合のための応用(実技編)	藤井和子	38名

(5) スタッフ

上記研修を受けた心理判定員、保健師、家族指導事務嘱託員、施設職員ら1セッション6人であらかじめ役割を決め(2)の「方法」で述べたプログラムを実施した。

各スタッフの役割分担については次のとおりであった。

スタッフ役割分担表

役割	職種	分担内容
リーダー	心理判定員	司会進行
サブリーダー	家族指導事務嘱託員	リーダー補助及びロールプレイ実地指導
アシスタント1	保健師	子どもの健康面からの助言及びロールプレイ実地指導
アシスタント2	児童養護施設職員	入所児の話題提供及び参加保護者のフォロー
書記	他こどもセンター職員	記録
スーパーバイザー	心理判定員(判定指導課長)	全体統括

(6) 事前ミーティングの実施

プログラムの実施に当たっては、毎週スタッフミーティングを行い、対象家族の状況把握に努め、担当児童福祉司及び施設側との連携に努めた。

また、各セッションごとに「シナリオ」を作成し、スタッフの配置、予想される参加者の反応、それに対するスタッフのフォロー、施設職員からの施設での子どもの情報提供等、詳細な情報把握とスタッフ間の連携に努め、セッションの進行にはプログラムが参加者に伝わるよう模造紙等の視覚的なものを工夫し、毎回配布する「レジメ及び宿題一覧」を用意してセッションに臨んだ。

3 ペアレント・トレーニング実施結果

(1) 参加状況

プログラム終了後、A家族はいったん指導を終了し経過観察、B家族は家庭復帰、C家族は次の機会への参加を検討することとなった。

(2) セッションの内容

第1回目【行動に注目しましょう】

プログラム全体のオリエンテーションを実施した後、「行動」を「増やしたい好ましい行動」、「減らしたい嫌いな行動」、「許し難い行動」の3つに分け、それぞれ行動により対応が違うことを説明した。今回は日常生活の中で

増やしたい「行動」に注目することを目標とした。

第2回目【して欲しい行動を増やしましょう】

前回学んだ「増やしたい好ましい行動」をほめるという肯定的注目で増やしていくことを目的に、ほめるタイミングや態度など具体的に学んだ。同時に子どもを叱らずに子どものペースで遊ぶ「スペシャル・タイム」も学んだ。恥ずかしそうにしながらもロールプレイに参加した。

第3回目【ほめることを習慣にしましょう】

「行動に注目する」という基本の理解が十分でないため、当初の予定を「して欲しくない行動を減らす」から「ほめることを習慣にしよう」と変更、再度「行動をほめる」ことを目標とする。

第4回目【子どもからの協力を引き出しましょう】

「行動」に注目し、効果的な指示の出し方、予告(今していることをやめて、ほかのことをしなければならないことを知らせること)、選択(どちらか行動を選ぶこと)、取引(～したら～できるという取り決め)を学び、子ども

もを指示に従いやすくする技術を学ぶことを目的とした。

第5回目【好ましくない行動を減らす】

好ましくない行動を減らすために行動を「無視」することを学ぶ予定であった。

(7) 第6回目【好ましくない行動を減らす+これまでのまとめ】

「行動」を無視すること及び「無視」するときのポイント、「ほめる」こととの組合せを学習し、好ましくない行動には注目しないことを学習した。また、ロールプレイでは、これまでの課題（ほめる等）全てを使って子どもに対応する方法を学んだ。

(3) 参加中の様子

- 家庭での様子、普段の子育てなどが率直に語られた。
- ロールプレイには積極的な参加が見られた。
- こどもセンター、施設への不満や、批判は見られず、和やかな雰囲気であった。
- 課題内容が家庭でやってきたことと同じと気付き、自信を深める場面が見られた。

(4) アンケートについて

アンケート結果からは、参加家族はプログラムを肯定的に評価している。

(5) 実施後のスタッフ所感

肯定的な参加態度の要因は、本プログラムが保護者に今までの子育てへの洞察や内省を直接求める方法でなく、これまでの子育てを否定されなかったためと考えられた。

これまでの個別の面接では見られない

子育てへの積極的な発言が見られ、こどもセンター職員への信頼感も実施以前より高まり、本格実施への手応えが感じられた。

4 グループ指導を実施する上での課題等

(1) 課題の整理

実施後、以下の課題が明らかになり検討が必要と考えられた。

- ・出席率について
- ・練習の機会について
- ・プログラムの理解について
- ・スタッフについて
グループ指導独自の技術が要求され、スタッフの研修の必要性を感じた。
- ・途中参加について
- ・設定場面以外での接触について
- ・休憩時間の工夫について

(2) ペアレント・トレーニング報告会の実施

5 課題への対応

本年度の経験を通して、グループ指導の目的は、出てきた意見や感情を生かしてその場で対応すること（ライブ）と、異なる意見を聞いたり、同じ体験を持つ者同士で共感し合うこと（グループダイナミクス）を利用して、効果的に指導を行うことにあることが明らかとなった。そのためにはグループとして維持ができるだけの出席数と、プログラムを理解し、家庭でも実際にやってみようとする強い動機や意欲が参加者に求められ、実施する側もグループを円滑に進め、維持する工夫が必要である。

専門家からの助言内容もふまえた今後の対応として、以下の点が考えられる。

(1) 対象者の選択について

(7) 対象を他施設入所児の保護者へも広げる

親子を同時に指導する「家族合同面接

指導」を積極的に行い、子育てへの動機付けを高め、そこからグループ指導である「ペアレント・トレーニング」の対象者を増やしていくことが望まれる。「家族合同面接指導」の拡充は、入所させている子どもとの課題の練習機会にもなる。

また、これは家族再生指導事業全般に言えるが、入所期間の長いケースよりは、入所して間もないケースの方が外出・外泊に向けて等、動機づけしやすく誘いやすい。積極的な誘いかけが望まれる。

(4) リスクを抱える在宅ケースも対象とする

子どもが在宅で子育てで不安が高く、子育てを改善したい、あるいは子どもの問題行動を改善したいとの求めから、継続的な指導を行っているケースも対象とする。これらのケースは総じて動機が高く、グループ指導に適応しやすい。グループ指導を維持し、入所児童の保護者へも積極参加を促すために、在宅ケースの参加も検討する必要がある。

(5) 途中参加について

途中参加を認める場合は、次クールの参加を前提とし、受講できなかったセッションも改めて受講させるなど、課題全体を理解させる配慮が必要である。ただし短縮セッションでは回数が限られており、途中参加は困難と考えられる。

(2) プログラムについて

(7) 回数及び内容

今回は月に1度の間隔で行ったが、前回の内容を思い出し、新しい課題に進む

まで時間がかかるなど、間隔がやや広すぎた感がある。また、十分課題が理解されないままに次に進まざるを得なかった。参加者の負担もあるので一概には言えないが、間隔を詰め、内容を忘れないうちに次の課題にスムーズに進める必要があると思われた。

回数は、課題を理解して、自らの意見を積極的に発言し、共感的に育児体験を受け止めてもらうには、やはり10回程度は必要である。

(4) スタッフの研修

グループという相互の対人力動の場を理解し、その場で適切な反応を返す技術を身につけるには訓練が必要である。まずはグループ指導に特化した理論学習と実践的な研修が必要であろう。また、いきなり虐待の重いケースを対象に実践を行うのではなく、比較的健康度の高い育児不安を持つケースや発達障害の子を持つ育児困難を訴えるケースを対象に同じプログラムでグループ指導を行い、スタッフの技量を上げることも必要である。さらにスタッフ間の役割も交互に変更し、リーダーを務めることのできる人間を増やすことも必要である。

(5) 会場設定

実施場所については、幅広く参加者を集める観点から、児童相談所あるいはその周辺で実施するのが適当と考える。

表① パレント・トレーニング 及び 精研方式からの改変点对比一覧

精研方式 ADHDをもつ子のペアレント・トレーニングプログラム (10セッション)		兵庫県家族再生支援プログラムペアレント・トレーニングプログラム (短縮6セッション)	
1	行動に焦点を当てよう (行動とは見える・聞こえる・数えられるもの) 注目の持つパワーを利用する	1	行動に注目しましょう 行動を3つに整理しよう (行動=見える・聞こえる・数えられるもの) プラスの注目とマイナスの注目
2	行動を3つに整理しよう 1. 増やしたい (好ましい) 行動→肯定的注目 2 減らしたい (して欲しくない) 行動→注目を外す (無視・待つ・ほめる) 3. 許し難い (してほしくない) 行動→警告とペナルティ	2	して欲しい行動を増やしましょう 子どもをほめてみよう (いつ・どんなとき・どのようにほめるか) スペシャルタイム (子どものよいところを探すがための2人だけの時間)
3	肯定的注目 (ほめる・認める) を与えよう いつ・どんなとき・どのようにほめるか	3	して欲しくない行動を減らしましょう 無視 (注目しないことのポイント) (どんなとき・どのように無視するか) 無視して・待つ・ほめる
4	肯定的注目・スペシャルタイム	4	子どもからの協力を引き出しましょう 効果的な指示の出し方 (おたがやかに・おちついて・きつぱりと) 予告 (あらかじめ伝える) 取引 (～したら～できるよ)
5	して欲しくない行動を減らす 無視 (注目しないこと) ポイント いつ・どんなとき・どのように無視するか 好ましくない行動をやめたり、して欲しい行動に移ったら必ずほめる (黙して・待つ・ほめる)	5	警告とペナルティ (制限の与え方)
6	子どもの協力を増やす方法 (1) 効果的な指示の出し方	6	警告 (イエローカード) ペナルティ
7	子どもの協力を増やす方法 (2) よりよい行動の表 (BCチャート) づくり	7	これまでの振り返って
8	警告とペナルティ (罰の与え方)	8	これまでの課題の確認 うまく行かなかったところのおさらい
9	学校との連携		
10	これまでのふりかえり		

B. サインズオブセーフティアプローチからの親支援について(分担研究井上薫・直美)

I 研究目的

平成 15 年度においては、「安全な養育に向けて家族と作るペアレンティングプログラム」(井上直美・井上薫、2004) という報告により、親支援の方法について提案を行なった。

平成 16 年度においてはその成果を取り入れた実践を行い、親支援の方法についての知見をまとめる。

家族支援の実践モデルとして、サインズオブセーフティアプローチ (以下、SoSA と略す) (ターネルら、1999) を取り入れる。SoSA では、家族がもつ知識と援助専門職がもつ知識に基づいて、危険性と安全性の両面からバランスのとれたリスクアセスメントとプランニングを目指す。家族が持つ知識とは、家族の見方や文化、ネットワークである。専門職がもつ知識とは、調査研究や実践研究に基づくリスクなどに関する知見である。危険性とは、起きたことや起きる可能性まで含めた危害と家族の機能不全である。安全性とは、虐待を防ぐ家族なりの力とリソースである。

このような包括的な見方で、これからの子どもの安全に向けて、専門職が家族と協力して取り組むのが SoSA の基本姿勢である。

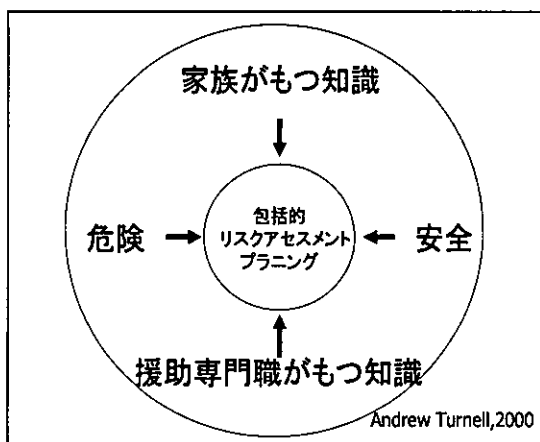


図 1 SoSA によるアセスメントとプランニングの基本姿勢

II 方法

SoSA を取り入れた親支援を現場で実践する。それと併行して、SoSA の家族支援手法の検討と個別ペアレンティングセッション運営方法の開発を進める。

1 家族支援の手法の検討 (研究 1 : サインズ・オブ・セーフティ・アプローチの手法)

上述の実践を具体的に進める上で、書式やその使用法について検討した。

2 個別ペアレンティングプログラムの検討 (研究 2 : 個別ペアレンティングプログラム「虐待を防ぐ子育て講座」) 具体的な事例を想定したロールプレイで、個別ペアレンティングプログラムへの導入やセッション運営の仕方を検討した。さらに、プログラムの一部を一つの事例で実施した。

3 現場での実践

児童相談所 2 か所、児童養護施設 2 か所の職員との共同研究により実施した。

分担研究者は、現場職員とケースマネジメントの書式を用いて、アセスメントとプランニングを行った。

また、分担研究者は、プラス面とマイナス面の両方について家族と一緒に話し合う面接方法を現場職員に教授した。現場職員の実践事例の経過について、継続的に検討した。

さらに、分担研究者がコーディネートして、支援ネットワークづくりのための家族参加型カンファレンス、及び職員グループコンサルテーションを行った。

報告する事例研究は以下の 4 事例である。

研究 3 : 児童相談所で W W W を用いて介入の必要性を説明した事例

研究 4 : 児童相談所で安全な養育のための評価と支援計画票を見直しに用いた事例

研究5：児童養護施設で応援ミーティングをネットワーク作りに用いた事例

研究6：児童養護施設で5スペース法を用いて親子関係調整を行った事例

Ⅲ 結果と考察

1 SoSA を用いた親支援の実践結果から導き出された点

(1) リスクと同時に、安全のサインや家族の強みをみていくこと、援助専門職の知識と家族の知識の両方を見ていくことを重視しながら、一貫したケースマネジメントを行なうことで、子どもの安全を目標に家族とのパートナーシップを土台にした相談援助ができることが示された。

(2) プラス面とマイナス面の両方を取り上げることで、保護者と子どもがお互いの立場と可能な協力を目を向ける合同面接が可能になることが示された。

(3) 家族参加型カンファレンスに家族が参加できない段階でも、カンファレンスの記録を家族に公開していくことで、家族が支援ネットワークづくりや子どもの養育に関与しようとする態度を引き出すことができた。危険と安全、家族の見方と援助専門職の見方をバランスよく取り組むサインズ・オブ・セイフティ・アプローチは、枠組みの広さと具体的な出来事を重視する特徴ゆえに、立場が異なる者も共有しやすい。

(4) 保護者の動機付けを高めて個別ペアレンティングセッションに導く面接のモデルを提案した。研究6「児童養護施設で5スペース法を用いて親子関係調整を行った事例」においてその一部を試みることができた。事例の状況像にフィットするやり方で家族にプログラムを提示することは、家族の参加への自発的な動機付けを高め、プログラムの実施に有効であることが示唆された。ただし、事例の積み重ねが不十分であるので、この点の検証は今後の課題としたい。

2 否認事例への適用について

研究3の「児童相談所でWWWを用いて介入の

必要性を説明した事例」では、子どもの被害が起きた経緯が家族と専門職で合意できていないし、研究5の「児童養護施設で応援ミーティングをネットワーク作りに用いた事例」ではきょうだいの被害の起きた経緯が明確になっていない。これらは、否認事例という範疇に入れることができる。子どもの被害は保護者の虐待によるもの、保護者の養育責任が果たされていないことを専門職との間で認めていない事例である。家族支援には一段と慎重さが求められる。子どもの今後の安全のためには、専門職が子どもの被害が起きた状況を具体的に推定し、それと似た状況に置かれた時に、子どもが被害を受けるやり方ではなく、それ以外の健全なやり方で状況に対処できるかを確認することが大変重要である。否認事例の取り扱いについては、今後事例を積み重ねながら知見を集積していく必要がある。

3 他のアセスメント指標との併用

書式については、SoSAに基づくものは、エピソードを簡潔な文で記述する方式がとられている。危機的な状況で一時保護などの介入をしなければならぬ時や、子どもを家族と接触させていいかどうか見極めたり、事例を終結させるかどうか検討するときなどでは、チェックボックス方式などの他のアセスメント指標との併用が望ましいと考えた。従って、共同研究として取り組んだ全事例では、SoSAに基づく書式とチェックボックス方式のアセスメント指標を併用した。

4 研究者と現場との協働

研究者が現場の実践者と共同の事例研究をしながら、現場のニーズに合わせてモデル・手法を提供していくことが、手探り状態の現場に方向性をもたらしたり、ネットワークづくりなどに貢献することが示された。

つぎに、現場との協働に関して工夫した点や今後の課題について述べる。

(1) 現場（施設と児童相談所）との協働という点では、分担研究者が実現したいことに協力してもら